

令和 8 年 6 月吉日

各居宅介護支援事業所 御中

伊勢市内地域包括支援センター

ケアプラン作成委託料請求書様式の変更について（ご案内）

平素は、地域包括支援センター事業の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年 6 月からの介護報酬改定に伴い、介護予防支援費等に係る処遇改善加算が算定されることとなりました。

これに伴い、地域包括支援センターから委託させていただいている介護予防支援（介護予防ケアマネジメントを含む。）に係るケアプラン作成委託料請求書の様式を変更いたします。

つきましては、令和 8 年 6 月サービス提供分（請求分）より、新様式をご使用くださいますようお願いいたします。

なお、新様式及び介護職員等処遇改善加算等の概要は下記のとおりです。

記

1 適用開始 令和 8 年 6 月サービス提供分（請求分）から

2 変更内容 処遇改善加算相当額を明確に表示する様式へ変更

※旧様式による請求は、令和 8 年 6 月サービス提供分以降は受付できませんので、ご注意ください。

※月遅れ請求は、1 か月分は新様式 1 枚で記載できますが、複数月の月遅れ請求がある場合は請求書を 2 枚ご使用ください。

※支払を受けた介護職員等処遇改善加算相当額は、厚生労働省通知等に基づき、職員の賃金改善に充てるとともに、指定居宅介護支援事業所として処遇改善加算を算定している場合は、指定居宅介護支援事業所としての実績報告書にケアプラン作成委託料に上乘せされた処遇改善加算額を原資に行った賃金改善も含めた賃金改善額を記載してください。また、各地域包括支援センターから求めがあった場合は、その実施状況についての情報を提供していただくようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、伊勢市内各地域包括支援センターまでお問い合わせください。

今後とも、地域包括支援センター事業の円滑な運営にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。